

委第3号議案

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり上尾市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月24日

上尾市議会

議長 深山 孝 様

提出者

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の
経緯に関する調査特別委員会 委員長 大室 尚

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」で実施した証人喚問において新井弘治氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき、さいたま地方検察庁に告発する。

以上が、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

上尾市議会議長 深 山 孝

(2) 被告発人

新 井 弘 治

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

第1 告発事実の要旨

被告発人は、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に係る調査のため、地方自治法第100条第1項に基づき、上尾市議会に設置された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」から、関係人として、令和元年10月24日に上尾市議会に出頭して証言するよう請求を受け、宣誓を行いながら、同日、同市議会第2委員会室において、

1 平成30年9月18日に畠山稔氏の携帯電話に架電しており、同氏に対して架電していないとの証言が虚偽であることを知りながら、糟谷委員からの質問を受けた際、「私は、畠山市長に携帯番号は県会議員のときから聞いて知っていますけれども、電話したこともございませんし、自宅へ電話したこともございません。市役所に電話したことも一切ありません」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、

2 被告発人所有敷地内に設置されたフェンスブロック擁壁撤去・新設工事

の施主が上尾市であることを知らないとの証言が虚偽であることを知りながら、前島委員及び井上委員からの質問を受けた際、「工事が終わってから、あれ、これはやったのだなというだけで、その間には一切連絡もありませんし、私はなぜ連絡もなく、断りもなくやったのだらうという考え方です」「誰がどういう状況でやったか、連絡は一切ございませんので、誰か何かやっているな程度ぐらいきり覚えておりません」等自己の記憶に反した陳述をし、もって偽証したものである。

第2 告発に至った経緯

- (1) 令和元年上尾市議会6月定例会会期中の6月20日に行われた上尾市議会議員の一般質問で、元上尾市長である被告発人が所有する土地において、公費による不適切な工事が行われていたことが指摘され、上尾市長である畠山稔氏が議会において謝罪を行った。さらに、この指摘を受け、当該工事に関係していたとされる上尾市議会議員小林守利氏に対して、議員辞職勧告決議案が提出されるという事態となった。
- (2) こうした事態を受け、上尾市議会は、令和元年8月9日に開催された令和元年上尾市議会第1回臨時会において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任した「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、委員会は、本件調査のため、同項の規定により被告発人を関係人として、令和元年10月24日、証人喚問を行った。
- (3) 被告発人は、証人喚問の際、糟谷委員から上尾市長である畠山稔氏に対して電話連絡を行ったことがあるか否かとの質問がなされたことに対し、「私は、畠山市長に携帯番号は県会議員のときから聞いて知っていますが、電話したこともございませんし、自宅へ電話したこともございません。市役所に電話したことも一切ありません」と証言し、畠山稔氏に対して架電した事実を否定した。

しかしながら、令和元年上尾市議会6月定例会会期中の6月20日に行われた上尾市議会議員の一般質問において、畠山稔氏は被告発人から電話を受けたと発言していることから、委員会ではこの電話の有無は重要な点であるとしてさらなる調査を行った。

- (4) 令和元年10月25日に実施された畠山稔氏に対する証人喚問における同氏の証言の中で、被告発人から平成30年9月18日に受電した際の留守番電話録音の受信履歴（後日提出された資料によれば受電時間は平成30年9月18日11時11分）が残っている旨の証言が行われ、証人喚問の際に録音内容の再生も行われた。

証人喚問時に録音再生を行ったところ、被告発人の肉声と思われる声で、「もしもし、新井弘治ですけど、時間があつたらちょっと電話いただけます。済みません」というメッセージが残されていたことが判明した。これらの記録から、被告発人が畠山稔氏に対して電話連絡を行っていたことは明らかであり、委員会は、被告発人が平成30年9月18日に畠山稔氏に対して電話連絡を行ったと結論づけた。

(5) また、被告発人は、本件工事の発注者が誰か、本件工事の内容について把握していたのか等本件工事に対する認識について、前島委員及び井上委員から質問をしたところ、「工事が終わってから、あれ、これはやったのだなというだけで、その間には一切連絡もありませんし、私はなぜ連絡もなく、断りもなくやったのだらうという考え方です」、「私は、終わった後にマスコミで取り上げられてフェンスの問題が大々的に報じられた後、ある弁護士さんに相談して、私有権（原文ママ）に入って勝手に工事をやるというのは、私有権の侵害ではないかというふうに話をしました。なぜ黙ってやるのだと、そのように私は思っていました。誰がどういう状況でやったか、連絡は一切ございませんので、誰か何かやっているな程度ぐらいいきり覚えておりません」と証言した。

(6) しかしながら、委員会は、10月25日の証人喚問において、施工業者である株式会社美創建業の代表取締役である小林美仁氏に対して、被告発人と工事現場において会話をしたかと海老原委員から質問をしたところ、同氏が「回数は分かりませんが、挨拶ぐらいはしています」と証言していること、被告発人宅を含む工事現場周辺の住宅に対して上尾市が発注者であることが明記されたチラシが配布されていること、上尾市が発注者であることが明記された工事看板が被告発人所有地上ないし被告発人所有地に隣接する土地に設置されていたこと、が明らかとなった。

以上の各事実からすれば、被告発人の上記(5)の発言内容は、いずれも事実と反するものであることは明らかである。また、上記の事実関係によれば、被告発人が、本件工事の発注者を含む工事の内容について把握していなかったとはおよそ考えることができず、被告発人が自己の記憶に反して虚偽の証言を行ったものと断ぜざるを得ない。

(7) よって、前記告発の事実記載のとおり、告発を行うものである。